

平成29年4月1日

# 西戸山小学校におけるいじめ防止対策について

新宿区立西戸山小学校  
校長 種村 明頼

## 1 いじめ問題についての基本的な考え方

- ・本校は、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組みます。
- ・本校は、いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めていきます。
- ・本校は、子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭、地域、関係機関等と連携しながら、これを解決していきます。

## 2 組織等の設置

- ・本校は、いじめ、不登校その他の問題行動（以下「いじめ等」という。）の未然防止、早期発見、早期対応のために、「問題対策委員会」（毎月1回）及び、いじめ対策委員会（随時）を設置し、対策を図ります。

### ■いじめ対策委員会

- ・管理職、生活指導主任、該当学級担任、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターを主要なメンバーとし、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや外部関係機関を加え、随時「いじめ対策委員会」を開催し、継続的に対応していきます。

## 3 未然防止に向けた取組み

- ・本校は、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの防止に取り組みます。

### ■人権教育の推進

- ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層充実させるために、日々の教育活動の中で取り組むべき課題や指導の在り方について校内で協議するとともに、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム」や新宿区教育委員会発行の啓発資料等を基に、その理念の定着と具現化を図っていきます。

### ■道徳教育の推進

- ・いじめが重大な人権侵害であることから、生命のかけがえのなさや生命あるものへの慈しみなどの気持ちを養うために、「道徳の時間」を要とした道徳教育を推進していきます。

### ■児童会活動の充実

- ・いじめの防止には、子ども自らの主体的な取組みが大切です。あいさつ運動や運動会等の行事への主体的な取組みを通して、物事に対する正しい見方、判断力、表現力等を身につけさせていきます。

#### ■体験活動の充実

- ・子どもたちに豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、学校における体験活動等を計画的、組織的に実施していきます。

#### ■情報モラル教育の推進

- ・インターネット（SNS等）を通じて行われるいじめに適切に対応していくために、情報関係専門企業による教員研修や校内研修を行い、情報モラル教育を行っていきます。

#### ■Q U調査の活用

- ・ハイパーQ U調査を年2回〔6月、10月〕実施することを通して、学級集団の状況の把握、指導や学習の改善、子どもの学校生活の適応指導に役立てる。（3～6年）

#### ■保護者、地域との連携促進

- ・いじめの防止は、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関等が連携していくことで、効果的に進めることができます。学校、家庭、地域、関係機関等との連携が一層進むよう、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室の内容を充実させ、保護者、地域の参加を促していきます。

### 4 早期発見に向けた取組み

- ・学校は、いじめがどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見のために、子どもや保護者がいじめ等について、いつでも相談することができる環境の整備に努めていきます。

#### ■ふれあい月間

- ・学校では、子どもの友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付け、この期間に年間3回アンケート調査を実施し、子どもへの詳細な聞き取りや対応を通して、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に努めていきます。

#### ■スクールカウンセラーの活用

- ・いじめ等に関する子どもや保護者の相談等に対応するために、スクールカウンセラーが週3日勤務します。〔区のSCが週2日、都のSCが週1日勤務します。〕
- ・5年生については、個人面接や集団面接の方法で、全員に面接を行います。その他の学年も必要に応じて面接を実施していきます。

#### ■相談機関の周知

- ・各種相談窓口を広く知らせていきます。

・相談専用電話「新宿子どもほっとライン」 電話 5331-0099

平日 17:00～22:00 土日祝日 12:00～22:00

・教育相談室 電話相談

電話 3232-2711 9:00～17:00

・教育相談室 面接相談

電話 3232-3071 9:00～18:00

・学校問題支援室

電話 5273-4125 9:00～17:00

## 5 早期対応のための取組み

- ・学校は、子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭、地域、関係機関等との連携によって問題を解決していきます。

### ■学校問題支援室の活用

- ・いじめはその原因が多岐にわたり、継続的なケアが欠かせないため、区教育委員会内に設置されている「学校問題支援室」を活用したり、スクールソーシャルワーカーを活用したりすることで、解決のための取組みを充実させていきます。

### ■関係機関等との連携

- ・いじめの解決には、学校、家庭、地域、関係機関等との連携が欠かせないため、区教育委員会や、場合によっては警察等との連携を図り、解決に努めていきます。

### ■出席停止等の措置

- ・重大事態発生時には、いじめを受けた子どもが日常の学校生活を取り戻すことができるよう、区教育委員会と相談しながら、いじめを行った子どもに対する出席停止の措置や、いじめを受けた子どもの就学校の指定の変更及び域外就学等の弾力的な対応を検討していきます。

### ■教員研修の充実

- ・いじめの発見は、本人の訴えと教師による発見がその大多数を占めています。このことから、教員の児童理解の力や解決力を高めるための研修を実施していきます。

## 6 重大事態への対応

### ■教育委員会との連携・調査

- ・いじめにより子どもの生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければなりません。しかし、万一重大事態が発生した場合には、区教育委員会と連携しながら、重大事態の原因等の究明や解決に向け、全校で取り組んでいきます。

### ■いじめを受けた子どもや保護者、その他の子どもへの心のケア

- ・重大事態が発生した場合には、区教育委員会と連携しながら、スクールカウンセラー等によるカウンセリングなどを実施し、いじめを受けた子どもとその家族に寄り添っていきます。

## 7 学校評価

### ■学校評価における共通項目の設定

- ・学校のいじめ防止等の取組みが的確に評価されるよう、学校評価の共通項目にいじめに関する対応を問う項目を設定し、取組みの振り返りと充実を図っていきます。

### ■PTAや学校評議員会等との連携

- ・いじめ等を解決していくためには、学校の取組みだけでなく、保護者や地域住民が協力していくことが大切です。これらの人々が学校の課題を共有し、地域と共に解決策を考え、実施するために、PTAのみならず、学校評議員会、学校関係者評価委員会等の組織や協議を活用していきます。